

令和8年度

ボランティア活動保険 ボランティア行事用保険 福祉サービス総合補償 送迎サービス補償

の
手引

補償期間(保険期間):令和8年4月1日(午前0時)~令和9年3月31日(午後12時)

令和8年 **2**月**2**日 受付開始

ふくしの保険

検索

<https://www.fukushihoken.co.jp>



【事故が発生したときは・・・】

応急措置など必要な初期対応を行い、すみやかに事故のご報告をお願いいたします。

お手続きについて：93ページ

事故報告・事故に関するお問い合わせ先：107ページ をご確認ください。

I. ボランティア活動保険	6
1. ボランティア活動保険の概要	
2. 加入手続きと社協事務の流れ	
3. インターネットによる加入報告方法	
4. 使用帳票類	
「ボランティア活動保険」に関するQ&A	
II. ボランティア行事用保険	35
1. ボランティア行事用保険の概要	
2. 加入手続きと社協事務の流れ	
3. 使用帳票類	
「ボランティア行事用保険」に関するQ&A	
III. 福祉サービス総合補償	56
1. 福祉サービス総合補償の概要	
2. 加入手続きと社協事務の流れ	
3. 使用帳票類	
「福祉サービス総合補償」に関するQ&A	
IV. 送迎サービス補償	73
1. 送迎サービス補償の概要	
2. 加入手続きと社協事務の流れ	
3. 使用帳票類	
「送迎サービス補償」に関するQ&A	
V. 社協コード一覧表	87
VI. 保険金の請求手続きおよびお支払い	93
VII. 事故報告書	105
VIII. 損保ジャパン都道府県別担当一覧	107
IX. 帳票類発送依頼書	108
X. 返信用封筒の送付請求書	109
XI. 返れい請求書	110
XII. 変更届出書	111

大切なお知らせ(令和8年度商品改定等について)

<商品内容の改定>

ボランティア活動保険

ボランティア行幸用保険

福祉サービス総合補償

送迎サービス補償

保険料・保険金額・補償内容ともに改定はありません。

<事務手続きの変更>

- 「送迎サービス補償」の変更届出書を複写式用紙から単票用紙に変更し、FAX送信によりご報告いただく方式に変更いたします。
なお、変更届出書は「ふくしの保険」ホームページ・ログイン後の各種ダウンロードより印刷するか本手引P.111を印刷してご使用ください。
※FAX送信後は、適宜保管いただき、返信用封筒による郵送は必要ありません。

<その他>

- 下記帳票類につきまして、端末で入力可能なExcelファイルを作成いたしました。
「ふくしの保険」ホームページ・ログイン後の各種ダウンロード欄に掲載しましたので、ダウンロードのうえご活用ください。
 - ・ボランティア活動保険 加入申込書
 - ・ボランティア行幸用保険 加入依頼書および別紙
 - ・福祉サービス総合補償 加入依頼書および活動従事者名簿
 - ・送迎サービス補償 加入依頼書および変更届出書
 - ・全社協補償制度 帳票類発送依頼書
 - ・返信用封筒(料金受取人払)の送付請求書
 - ・返れい請求書
 - ・全国社会福祉協議会 団体補償制度(ふくしの保険)事故報告書

重要

- Windows(C:)等の信頼されたフォルダーに名前をつけて保存してからご利用ください。
- ホームページに転載する等、第三者が自由にアクセスできる状態での共有はお控えください。

<4月1日補償開始契約の取扱い>

各補償共通

■4月1日補償開始契約の特例の取扱いについて

新年度予算執行の都合上、3月末日までに保険料を払込めない場合、次の①～④の手続きをとることにより、4月1日を補償開始日とすることができます。
ただし、手続きに不備がある場合、補償開始日は通常通り、加入手続き完了日翌日以降となりますので、ご注意ください。

- ①3月中に社会福祉協議会が加入申込みを受付けてください。
- ②加入依頼書の受付社協欄に必ず受付日をご記入ください。
- ③保険料が金融機関の4月第1営業日に払込まれていることを確認してください。
- ④保険料の払込を確認後、速やかに加入依頼書を返信用封筒にて送付してください。

概要

詳しくは、それぞれのページをご覧ください。

	ボランティア活動保険	ボランティア行事用保険																																																
参照ページ	6ページをご覧ください。	35ページをご覧ください。																																																
概要	日本国内のボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々のために発足した保険制度	地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における様々な事故に対する備えとして発足した保険制度																																																
特長	<ul style="list-style-type: none"> 往復途上の事故も補償 熱中症、食中毒も補償 特定感染症も補償 天災・地震補償プランでは、地震、噴火、津波による死傷も補償 	<ul style="list-style-type: none"> 往復途上の事故も補償(A・Bプランのみ) 熱中症、食中毒も補償(A・B・Cプラン共通) 宿泊を伴う行事にも対応(Bプランのみ) 実習を伴う行事は参加者の賠償責任も補償(A・Bプランのみ) 																																																
加入申込人	<ul style="list-style-type: none"> 社協、社協の構成員・会員 社協が運営するボランティアセンターなどに登録されているボランティア(個人)、ボランティアグループ、団体 	<ul style="list-style-type: none"> 社協、社協の構成員・会員 社協が運営するボランティアセンターなどに登録されているボランティア(個人)、ボランティアグループ、団体 																																																
被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ケガ：ボランティア個人 賠償責任：ボランティア個人 ボランティアの監督義務者 NPO法人 	<ul style="list-style-type: none"> ケガ：行事参加者全員(主催者を含みます) 賠償責任：行事主催者および共催者 <p>※参加者の実習を伴う行事の場合は、参加者個人の実習中の損害賠償責任も対象</p>																																																
対象の活動・サービス	日本国内における自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動 ※その他の条件は本文をご覧ください。	地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事 ※その他の条件は本文をご覧ください。																																																
主な補償内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本プラン</th> <th>天災・地震補償プラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td colspan="2">1,040万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td colspan="2">1,040万円(限度額)</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td colspan="2">6,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手術保険金</td> <td>入院中の手術</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>外来の手術</td> <td>32,500円</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> <tr> <td>地震・噴火・津波による死傷(*)</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>賠償責任保険金(対人・対物共通)</td> <td colspan="2">5億円(限度額)</td> </tr> <tr> <td>年間保険料</td> <td>350円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈基本プランおよび天災・地震補償プランに加入される方へ〉 基本プランでは地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。</p> <p>※天災・地震補償とは…地震、噴火、津波に起因する死傷を指します (注意)賠償責任保険については、地震等に起因する場合は無償となるため、対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症補償・細菌性およびウイルス性食中毒補償 往復途上補償・特定感染症補償 未成年者の場合はその監督義務者も賠償責任の補償の被保険者としています。 NPO法人に所属するボランティアの場合は、NPO法人も賠償責任の補償の被保険者としています。 		基本プラン	天災・地震補償プラン	死亡保険金	1,040万円		後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		入院保険金日額	6,500円		手術保険金	入院中の手術	65,000円	外来の手術	32,500円	通院保険金日額	4,000円		地震・噴火・津波による死傷(*)	×	○	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		年間保険料	350円	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A・B・Cプラン共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手術保険金</td> <td>入院中の手術</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>外来の手術</td> <td>17,500円</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>対人賠償</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>対物賠償</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 行事参加中の参加者のケガ 熱中症補償(A・B・Cプラン共通) 細菌性およびウイルス性食中毒補償(A・B・Cプラン共通) 往復途上補償(A・Bプランのみ) 実習を伴う行事の場合は行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償(A・Bプランのみ) 		A・B・Cプラン共通	死亡保険金	400万円	後遺障害保険金	400万円	入院保険金日額	3,500円	手術保険金	入院中の手術	35,000円	外来の手術	17,500円	通院保険金日額	2,200円	対人賠償	2億円	対物賠償	1,000万円
	基本プラン	天災・地震補償プラン																																																
死亡保険金	1,040万円																																																	
後遺障害保険金	1,040万円(限度額)																																																	
入院保険金日額	6,500円																																																	
手術保険金	入院中の手術	65,000円																																																
	外来の手術	32,500円																																																
通院保険金日額	4,000円																																																	
地震・噴火・津波による死傷(*)	×	○																																																
賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)																																																	
年間保険料	350円	500円																																																
	A・B・Cプラン共通																																																	
死亡保険金	400万円																																																	
後遺障害保険金	400万円																																																	
入院保険金日額	3,500円																																																	
手術保険金	入院中の手術	35,000円																																																
	外来の手術	17,500円																																																
通院保険金日額	2,200円																																																	
対人賠償	2億円																																																	
対物賠償	1,000万円																																																	
保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本プラン</th> <th>天災・地震補償プラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間保険料</td> <td>350円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>		基本プラン	天災・地震補償プラン	年間保険料	350円	500円	<p>〈Aプラン：宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できる行事(1日・1名につき)〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A1</th> <th>A2</th> <th>A3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28円</td> <td>28円</td> <td>126円</td> <td>248円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈Bプラン：宿泊を伴う行事(1名につき)〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1泊2日</th> <th>3泊4日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>241円</td> <td>241円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <th></th> <th>2泊3日</th> <th>4泊5日</th> </tr> <tr> <td>295円</td> <td>295円</td> <td>354円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈Cプラン：宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できないA1区分行事(1日・1名につき)〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>28円</td> </tr> </tbody> </table>		A1	A2	A3	28円	28円	126円	248円		1泊2日	3泊4日	241円	241円	300円		2泊3日	4泊5日	295円	295円	354円	28円																					
	基本プラン	天災・地震補償プラン																																																
年間保険料	350円	500円																																																
	A1	A2	A3																																															
28円	28円	126円	248円																																															
	1泊2日	3泊4日																																																
241円	241円	300円																																																
	2泊3日	4泊5日																																																
295円	295円	354円																																																
28円																																																		
注意点・備考	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の入替はできません。 加入はお1人につきいずれかのプラン1口のみです。 脱退しても返金はありません。 加入報告はインターネットのみです。 	<ul style="list-style-type: none"> Aプラン、Cプランは最低20名分の保険料が必要です。 Aプランの名簿は加入申込人が備え付けてください。 Bプランは加入申込時に名簿の提出が必要です。 Cプランは開催場所の制限があります。 																																																

福祉サービス総合補償	送迎サービス補償																																																																													
56ページをご覧ください。	73ページをご覧ください。		参照ページ																																																																											
在宅福祉や地域福祉など各種福祉サービスにおける様々な事故に対する備えとして発足した保険制度。	移送・送迎サービスにおいて、その利用者の傷害事故に対する見舞金制度として発足した保険制度。		概要																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> 往復途上の事故も補償 熱中症、食中毒も補償 オプションにより感染症も補償 ※令和6年度から新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。	<ul style="list-style-type: none"> 管理下中の交通事故に限らず、管理下中の利用者のケガ全般を補償(Aプラン) 特定した自動車搭乗中のケガを補償(Bプラン) 		特長																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> 社協、社協の構成員・会員 社協が運営するボランティアセンターなどに登録されているボランティアグループ、団体 (注)個人加入は不可	<ul style="list-style-type: none"> 社協、社協の構成員・会員 社協が運営するボランティアセンターなどに登録されているボランティア(個人)、ボランティアグループ、団体 		加入申込人																																																																											
<ul style="list-style-type: none"> ケガ：活動従事者(個人) 賠償責任：団体および個人 感染症：団体 	<ul style="list-style-type: none"> Aプラン…送迎サービス利用者 Bプラン…特定した自動車に搭乗中の送迎サービス利用者、同乗者(運転者を含みます) 		被保険者																																																																											
在宅福祉、地域福祉、児童福祉、障害福祉、介護保険などの各種福祉サービス ※その他の条件は本文をご覧ください。	送迎(移送)サービス		対象の活動・サービス																																																																											
〈基本補償〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> <th>Cプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>410万円</td> <td>700万円</td> <td>1,080万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>410万円</td> <td>700万円</td> <td>1,080万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>3,100円</td> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>手術 入院中の手術</td> <td>31,000円</td> <td>50,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>手術 外来の手術</td> <td>15,500円</td> <td>25,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>2,000円</td> <td>3,200円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>対人・対物(個人)</td> <td colspan="3">1億円</td> </tr> <tr> <td>対人・対物(団体)</td> <td>2億円</td> <td>3億円</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>人格権侵害</td> <td>2億円</td> <td>3億円</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>現金の賠償</td> <td colspan="3">10万円</td> </tr> <tr> <td>ケアマネ業務の経済損害</td> <td colspan="3">100万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供中または往復途上のケガ 熱中症補償 ・細菌性およびウイルス性食中毒補償 〈オプション：感染症の補償〉 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>(15日以上)5万円～(4日以上)2万円</td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td>(4日以上)1万円</td> </tr> </tbody> </table>		Aプラン	Bプラン	Cプラン	死亡保険金	410万円	700万円	1,080万円	後遺障害保険金	410万円	700万円	1,080万円	入院保険金日額	3,100円	5,000円	8,000円	手術 入院中の手術	31,000円	50,000円	80,000円	手術 外来の手術	15,500円	25,000円	40,000円	通院保険金日額	2,000円	3,200円	5,000円	対人・対物(個人)	1億円			対人・対物(団体)	2億円	3億円	5億円	人格権侵害	2億円	3億円	5億円	現金の賠償	10万円			ケアマネ業務の経済損害	100万円			死亡	100万円	入院	(15日以上)5万円～(4日以上)2万円	通院	(4日以上)1万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>345.2万円</td> <td>351.5万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>345.2万円</td> <td>351.5万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>3,400円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>手術 入院中の手術</td> <td>34,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>手術 外来の手術</td> <td>17,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>2,200円</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>			Aプラン	Bプラン	死亡保険金	345.2万円	351.5万円	後遺障害保険金	345.2万円	351.5万円	入院保険金日額	3,400円	4,000円	手術 入院中の手術	34,000円	40,000円	手術 外来の手術	17,000円	20,000円	通院保険金日額	2,200円	2,600円	主な補償内容
	Aプラン	Bプラン	Cプラン																																																																											
死亡保険金	410万円	700万円	1,080万円																																																																											
後遺障害保険金	410万円	700万円	1,080万円																																																																											
入院保険金日額	3,100円	5,000円	8,000円																																																																											
手術 入院中の手術	31,000円	50,000円	80,000円																																																																											
手術 外来の手術	15,500円	25,000円	40,000円																																																																											
通院保険金日額	2,000円	3,200円	5,000円																																																																											
対人・対物(個人)	1億円																																																																													
対人・対物(団体)	2億円	3億円	5億円																																																																											
人格権侵害	2億円	3億円	5億円																																																																											
現金の賠償	10万円																																																																													
ケアマネ業務の経済損害	100万円																																																																													
死亡	100万円																																																																													
入院	(15日以上)5万円～(4日以上)2万円																																																																													
通院	(4日以上)1万円																																																																													
	Aプラン	Bプラン																																																																												
死亡保険金	345.2万円	351.5万円																																																																												
後遺障害保険金	345.2万円	351.5万円																																																																												
入院保険金日額	3,400円	4,000円																																																																												
手術 入院中の手術	34,000円	40,000円																																																																												
手術 外来の手術	17,000円	20,000円																																																																												
通院保険金日額	2,200円	2,600円																																																																												
〈基本補償(1日・1名につき)〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> <th>Cプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケガ・賠償</td> <td>17円</td> <td>28円</td> <td>42円</td> </tr> </tbody> </table> 〈オプション(1日・1名につき)〉 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>感染症</td> <td>1円</td> </tr> </tbody> </table>		Aプラン	Bプラン	Cプラン	ケガ・賠償	17円	28円	42円	感染症	1円	(2口限度) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Aプラン</th> <th>Bプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料 (1口あたり)</td> <td>1日・1名につき 20円</td> <td>法定乗車定員 1名 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※Aプラン：1申込につき最低保険料1,000円			Aプラン	Bプラン	保険料 (1口あたり)	1日・1名につき 20円	法定乗車定員 1名 2,000円	保険料																																																											
	Aプラン	Bプラン	Cプラン																																																																											
ケガ・賠償	17円	28円	42円																																																																											
感染症	1円																																																																													
	Aプラン	Bプラン																																																																												
保険料 (1口あたり)	1日・1名につき 20円	法定乗車定員 1名 2,000円																																																																												
<ul style="list-style-type: none"> 有償のボランティア活動(福祉サービス)も補償対象になります。 新規のサービスを開始する場合は見込で加入してください。 活動従事者名簿は加入申込人が備え付けてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 内容の変更については専用の変更届出書を使用ください。 Aプランの利用者名簿は、加入申込人が保管してください。 Bプランは、営業用自動車の加入はできません。 		注意点・備考																																																																											

「ボランティア行事用保険」・「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」の早わかり

令和8年度

項目		ボランティア行事用保険			ふれあいサロン・社協行事傷害補償		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Aプラン	Bプラン	
加入対象者		社協およびその構成員・会員ならびに社協が運営するボランティア・市民活動センター等に登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体			都道府県・市区町村社協		
被保険者	ケガの補償	行事参加者（主催者含む）			ふれあいサロンや社協行事の参加者・社協職員・ボランティア等		
	賠償責任の補償	行事主催者+共催者（注1）			賠償補償なし		
対象となる行事		地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる行事			社協が行うふれあいサロン事業や社協が主催する行事		
宿泊の有無		宿泊を伴わない行事のみ	宿泊を伴う行事	宿泊を伴わない行事のみ	宿泊を伴わない行事のみ		
参加者の特定		要特定		事前に特定できない行事	要特定		
名簿の要否		要備付	要提出	不要	要備付		
行事区分		A1～A3の3区分	区分なし	A1区分のみ	A1区分のみ		
開催場所		自宅は対象外		自宅は対象外 その他制限あり（注2）	自宅は対象外		
傷害の補償	項目	Aプラン（日帰り）	Bプラン（宿泊）	Cプラン（日帰り）	Aプラン	Bプラン	
	死亡保険金	400万円			210万円	530万円	
	後遺障害保険金（限度額）	400万円			210万円	530万円	
	入院保険金日額	3,500円			2,800円	4,700円	
	手術保険金	入院手術	35,000円			28,000円	47,000円
		外来手術	17,500円			14,000円	23,500円
	通院保険金日額	2,200円			1,600円	2,600円	
	食中毒	○	○	○	○	○	
熱中症	○	○	○	○	○		
賠償の補償	対人賠償（1事故限度額）	2億円			賠償責任の補償はありません（社協の保険・総合賠償で対応）		
	対物賠償（1事故限度額）	1,000万円					
往復途上の補償		○	○	×	○		
保険料 A・Cプラン：1名・1日あたり Bプラン：1名・1回あたり		A1区分：28円	1泊2日：241円	A1区分：28円	Aプラン：13円	Bプラン：27円	
		A2区分：126円	2泊3日：295円	/			
		A3区分：248円	3泊4日：300円他				
20名未満の加入		○	○	○	○		
最低保険料（20名未満の場合）		20名分の保険料 A1：560円 A2：2,520円 A3：4,960円	なし	20名分の保険料 560円	なし		
WEB加入		×	×	×	○		

（注1）参加者の実習を伴う行事の場合は、行事参加者個人の実習中の損害賠償責任も補償します。

（注2）建物内（施設内）で開催される行事、又は屋外の場合は開催場所の境界が明確に区分できる会場（例：グラウンド等）で開催する行事に限ります。

I ボランティア活動保険

「ボランティア活動保険」は、日本国内におけるボランティア活動中に起こる様々な事故に対する備えとして無償で活動するボランティアの方々のために昭和52年に発足した補償制度です。

1. ボランティア活動保険の概要

1. 特長

- ①ボランティア活動のための往復途上の事故も補償します。(32ページQ-62.63参照)
- ②ボランティア活動には、ボランティア活動のための学習会または会議なども含まれます。
- ③ボランティア自身の食中毒(O-157など)や特定感染症を補償します。特定感染症により死亡した場合は死亡保険金の支払対象外ですが、葬祭費用として300万円を限度に葬祭費用の実額をお支払いします。
- ④熱中症(日射病・熱射病)も補償します。
- ⑤天災・地震補償プランでは、基本プランにおける補償に加え、基本プランでは対象外の地震・噴火・津波による死傷についても補償します。
(賠償責任の補償は基本プランと同じです。)

2. 加入申込人(加入対象者)(ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

※団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

※未成年者(小・中学生を含む)も加入申込できます。

※営利企業(株式会社・有限会社・合同会社、合資会社・合名会社等)が社員のボランティア活動を支援・推奨する場合において、社員の自由意思に委ねる活動であれば対象とし、営利企業名での加入申込みが可能です。

なお、企業の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動は、対象外となります。

3. 被保険者(保険の補償を受けられる方・ご加入者)

ケガの補償：ボランティア個人

賠償責任の補償：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者^(※1)、特定非営利活動法人(NPO法人)^(※2)

(※1)ボランティアがお子様などの未成年者で責任能力がない場合には、親権者などの監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。(23ページQ-9参照)

(※2)ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

4. 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、下記①から③までのいずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

5. 対象とならないボランティア活動

- ◎自発的な意思による活動とは考え難いもの
 - (例) ● 学校管理下にある教職員、生徒のボランティア活動
 - 道路交通法違反者への行政処分としてのボランティア活動
 - 免許、資格、単位取得やインターンシップを目的としたボランティア活動
- ◎ボランティア団体・グループの構成員の親睦のための活動
 - (例) ● 団体の懇親会、レクリエーション
- ◎PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループの事業(組織活動)や団体構成員の親睦のための活動
 - (例) ● 団体の当番制・輪番制の活動、団体の総会、レクリエーション
- ◎有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。)
 - (例) ● 報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合

ボランティア団体・グループで有償のボランティア活動(福祉サービス)をされる場合は、「福祉サービス総合補償」をご利用ください。

- ◎自宅で行う活動
 - ◎企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動
 - ◎企業活動、経済活動、プロスポーツチーム、音楽イベント等のサポートのためのボランティア活動
 - ◎保険上対象外となっているボランティア活動
 - (例) ● 海難救助または山岳救助ボランティア活動
 - 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
 - 野焼き、山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- ※森林ボランティア活動ではない活動でのチェーンソーの使用は対象となります。
- (例) ● 街路樹や庭木の剪定をするボランティア
- ※スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。(30ページQ-52参照)
ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は対象になります。詳しくは、お問い合わせください。

6. 補償期間

令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時までの1年間

中途加入の場合は、加入手続きの完了^(※)した日の翌日午前0時から令和9年3月31日午後12時までとなります。

(※)加入手続きの完了とは、加入申込を受け付けた社協が『加入申込書』の内容を確認した後、保険料を受領し、受付印を押印したときとします。

なお、社協において保険料の全額を負担する場合は、『加入申込書』の内容を確認した後、受付印を押印したときとします。

ただし、大規模災害特例が適用された場合は、加入手続き完了と同時に補償期間となります。

7. 補償内容

保険金の種類	補償内容																														
死亡保険金	<p>ボランティア活動中の事故(以下「事故」といいます。)によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</p>																														
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の2%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(2%~100%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>後遺障害等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> <th>10級</th> <th>11級</th> <th>12級</th> <th>13級</th> <th>14級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払割合</td> <td>100%</td> <td>89%</td> <td>78%</td> <td>69%</td> <td>59%</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>17%</td> <td>13%</td> <td>10%</td> <td>7.5%</td> <td>5%</td> <td>3.5%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%	2%
後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級																	
支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%	2%																	
入院保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</p>																														
ケガの補償 手術保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。</p>																														
通院保険金	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>																														
特定感染症の補償	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項】特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。</p>																														
賠償責任の補償 賠償責任保険金(対人・対物共通)	<p>日本国内において、ボランティア活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたり、人格権侵害等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p>																														

【用語の定義】

用語	内容
【先進医療】	<p>病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)</p>
【治療】	<p>医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。</p>
【通院】	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p>
【入院】	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
【免責金額】	<p>支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</p>
【親族】	<p>6親等内の血族、配偶者または3親族をいいます。</p>

8. 補償金額(保険金額)・保険料(1名あたり)

団体割引|20%適用済/過去の損害率による割増適用 熱中症危険補償特約セット

		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

●基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆補償期間(保険期間)の途中で加入される場合も上記の保険料となります。

◆中途脱退による保険料の返金はありません。

◆途中でボランティア(メンバー)の入替や加入プランの変更はできません。

◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

※誤って複数口加入した場合は後から加入した方を取消(保険料返戻)の手続きを行ってください。

9. 保険金をお支払いする主な場合

(1)ケガの補償

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死傷された場合に保険金をお支払いします。

●活動場所と自宅^(※)との往復途上の事故も補償の対象となります。

(※)自宅:一戸建住宅の場合は敷地を出たところ、集合住宅の場合は玄関を出たところを指します。また、自宅以外の場所から出発する場合や自宅以外の場所に帰る場合は、その場所と活動場所との往復途上の事故も補償の対象となります。

●ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。

●ボランティア活動中に熱中症(日射病・熱射病)により身体に障害を被った場合も補償されます。

●ボランティア活動中のボランティア自身の下記の食中毒も補償されます。

	例
①細菌性食中毒	サルモネラ菌、ブドウ球菌、O-157 など
②自然毒による食中毒	フグ、キノコ、青梅 など
③化学物質による食中毒	メタノール、青酸、鉛、有毒ガス など
④ウイルス性食中毒	ノロウイルス、ロタウイルス など

※②③は偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に限ります。

- ボランティア活動中のボランティア自身の**特定感染症**も補償されます(入院・通院保険金等)。

補償される保険金の種類：①葬祭費用(死亡の場合、300万円を限度に葬祭費用の実額)

②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

※O-157による死亡の場合は、死亡保険金+葬祭費用が補償されます。

※特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1)、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、腸チフス、パラチフス

(注)2023年11月現在の特定感染症を掲載しています。今後変更となる可能性があります。

※新型インフルエンザは補償されません。(感染症予防法で、「新型インフルエンザ等感染症」に分類)

(2)賠償責任の補償

【対人賠償・対物賠償】

ボランティア活動中に発生した偶然な事故、または提供した財物やボランティア活動の結果に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【保管物賠償】

ボランティア活動に伴って一時的に占有・使用・保管する第三者の財物を壊したり、紛失・盗難などの事故により法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【人格権侵害賠償】

不当な身体の拘束による自由の侵害、または口頭・文書などにより人格権を侵害したことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合。

【例】◎ボランティア活動中、お年寄りを抱きかかえたとき、手がすべりお年寄りにケガをさせてしまった。

◎配食・給食ボランティア活動で提供した食事により食中毒を発生させてしまった。

◎障害者のために車いすを点検・修理するボランティア活動で、車いすの組立ミスが原因で利用者にケガを負わせてしまった。

◎家事援助ボランティア活動中、訪問宅の花びんを落とし、こわしてしまった。

◎家事援助ボランティアで買い物に行く途中、預った現金を盗まれてしまった。

- 活動場所と自宅^(※)との往復途上の事故も補償の対象となります。

(※)自宅:一戸建住宅の場合は敷地を出たところ、集合住宅の場合は玄関を出たところを指します。また、自宅以外の場所から出発する場合や自宅以外の場所に帰る場合は、その場所と活動場所との往復途上の事故も補償の対象となります。

- ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。

10. 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事故については保険金をお支払いしません。

【ケガの補償に関する事項】

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤地震、噴火またはこれらによる津波(ただし、天災・地震補償プラン、特定感染症重点プランに加入している場合は補償の対象となります。)
- ⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦戦争、外国の武力行使(テロ行為^(※1)を除きます。)
- ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ⑨妊娠、出産、早産または流産
- ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
- ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
- ⑫海難救助ボランティア活動
- ⑬山岳救助ボランティア活動
- ⑭野焼きまたは山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- ⑮銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- ⑯職業または職務に従事している間の事故 など

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

【賠償責任の補償に関する事項】

- ①故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震、噴火または津波
- ④核燃料物質、または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤心神喪失に起因する事故
- ⑥暴行または指図による暴行または殴打に起因する事故
- ⑦航空機、自動車(重機を含む)または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑧故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
- ⑨提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故
- ⑩被保険者の職業上の職務の遂行に直接起因する事故
- ⑪人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案
- ⑫医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
- ⑬あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術等
- ⑭約定によって加重された損害賠償責任(被保険者と他人との間にあらかじめ損害賠償に関する約定がある場合)
- ⑮提供物の欠陥による提供物自体の損壊に対する損害賠償責任
- ⑯個人情報漏えい など

(注)自動車による事故は、ボランティア自身のケガのみが補償の対象となり、対人・対物事故などの損害賠償責任については補償の対象となりません。(自動車保険の対象となります。)

自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、原動機付自転車・ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

2. 加入手続きと社協事務の流れ

ボランティア活動保険の契約は、**社会福祉法人全国社会福祉協議会が契約者**となり、ボランティア個人(損害賠償責任部分については、ボランティアおよびボランティアの監督義務者、特定非営利活動法人等)を被保険者とするものです。

1. 加入申込手続き

ボランティア活動保険に加入を希望するボランティア個人またはボランティアグループの加入手続きは次の通りです。

- ①加入申込人は、『加入申込書』に必要事項を記入、署名(フルネーム)または捺印します。
すでに作成済みの名簿がある場合は『加入申込書』に**名簿コピー**を添付してください。(名簿の様式は問いませんが、**個々の加入者の加入プランを必ず明記**してください。)
※地方公共団体、法人の場合は必ず公印、法人印をご捺印いただきます。また、**2口以上の加入者がいないことを確認**いただけます。
※加入に際しては、被保険者(ボランティア個人)ごとに加入プランを選択することが可能です。
※補償は1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。
- ②上記書類に保険料を添えて、**市区町村社協または都道府県社協の担当窓口**に提出します。

2. 社協事務手続き

- ①加入申込みを受け付けた社協は、『加入申込書』の記載内容および保険料を確認の上、加入手続完了日および補償期間を記入し、受付印を押印してください。
- ②『加入申込書』2枚目の裏面が「保険料受領証」を兼ねていますので、受領金額を記入してください。
※社協において保険料の一部を負担する場合は、社協が加入申込者から受領した金額を記入してください。また、社協において保険料の全額を負担する場合は記入不要です。
- ③『加入申込書』2枚目(「加入証」となります。)を加入申込人に渡してください。また必要に応じ、「加入カード」を発行ください。
※加入カードを発行する場合には、加入プランと社協名を必ず記入してください。
- ④『加入申込書』を取りまとめ、**翌月5日までにインターネットにより、加入報告を行います。*** また、取りまとめた保険料を**所定の払込用紙で翌月5日までに全社協に払い込んでください。**
※令和9年3月に受付した令和8年度分について必ず令和9年3月31日までに報告および払い込みをお願いします。
システムが新年度に切り替わると報告ができなくなります。
インターネットによる加入報告方法詳細については14ページをご覧ください。
- ⑤『加入申込書』などの社協控は**3年間保管**してください。

《帳票類の保管》

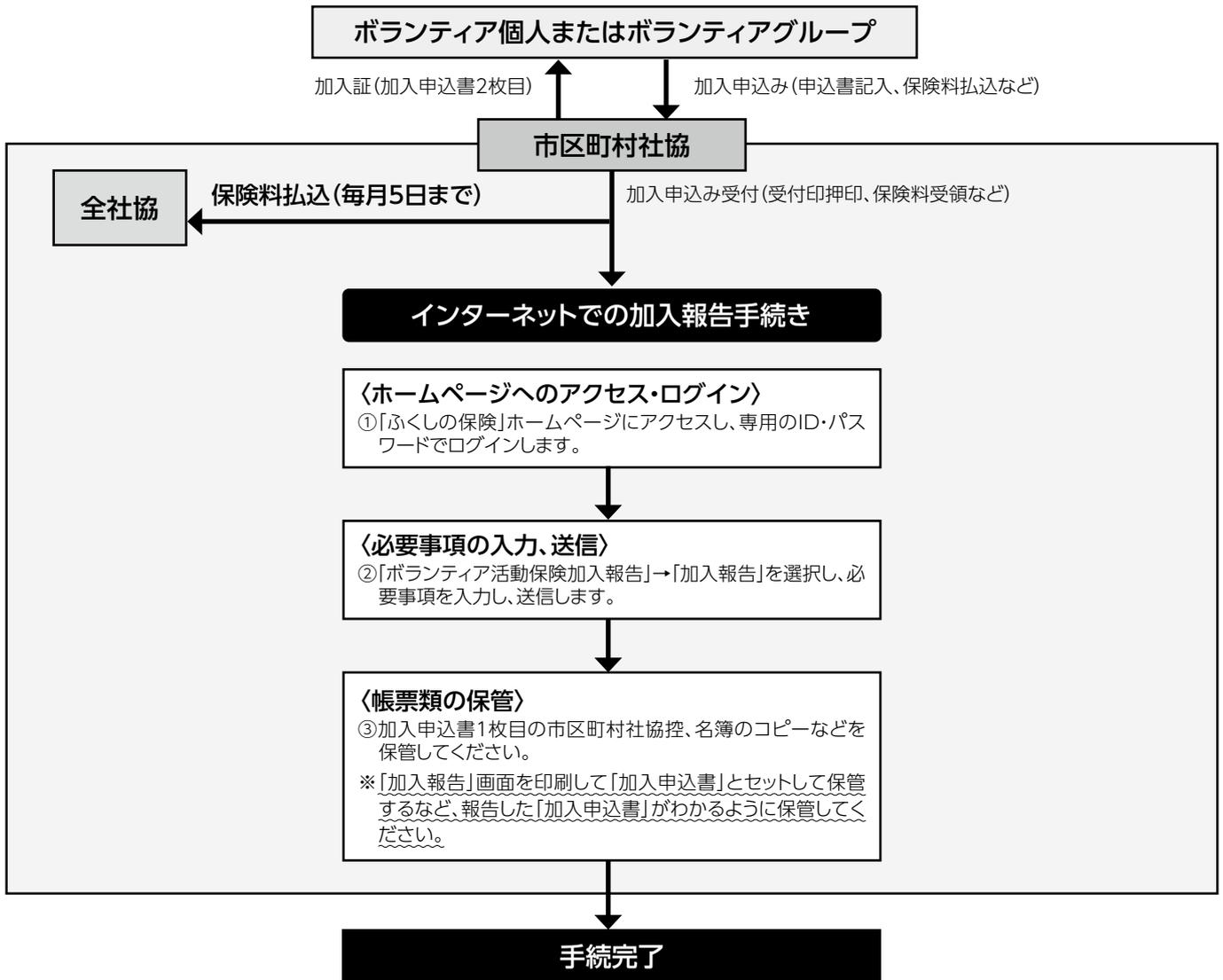
- ③加入申込書1枚目の市区町村社協控、名簿のコピーなどを保管してください。
※「加入報告」画面を印刷して『加入申込書』とセットして保管するなど、報告した加入内容がわかるように保管してください。

3. 異動(変更)手続き

- ①**加入申込人の住所変更など**
住所変更や代表者の変更などがあつた場合は、「加入申込書」(社協用)を朱書きで変更し、保管してください。
- ②**中途脱退**
補償期間の中途において、脱退した方に対して保険料の返れいはありません。
- ③**加入者の入替え**
加入者の入替えはできません。
※民生委員の改選に伴う名簿の入替えもできません。
- ④**加入プランの変更**
プランの変更はできませんので、別のプランに加入する場合は、改めて加入手続きが必要です。

4. 事務の流れ

加入報告はインターネットをご利用ください。(14ページ参照)



3. インターネットによる加入報告方法

①ホームページへアクセス、ログイン(図1)

インターネットで福祉保険サービスの「ふくしの保険」ホームページにアクセスし、トップページ左下の「社会福祉協議会専用 ログイン」に社協IDとパスワードを入力してください。

図1



半角・小文字の社協IDとパスワードを入力したら、ログインボタンをクリックしてください。

社協ID、パスワードが不明な場合は「社協IDをお持ちでない社協の方」をクリックすると、社協ID・パスワード取得申込画面が立ち上がりますので、必要事項を入力し、送信してください。折り返し連絡させていただきます。

②メニュー画面からボランティア活動保険加入報告を選択(図2)

ログインするとメニュー画面に遷移します。加入報告を行う場合は、「ボランティア活動保険加入報告」をクリックしてください。

※一旦送信いただいた内容や仮保存した加入報告につき修正、削除を行う場合は「加入報告」ボタンをクリックし、加入報告を一覧表示させた後、該当する加入報告を選択してください。(修正、削除の詳細は⑦に記載します)

図2



加入報告を行う場合は、こちらをクリックしてください。

仮保存中のデータを一覧表示させる場合はこちらをクリックしてください。

加入報告済のデータを一覧表示させる場合はこちらをクリックしてください。

③加入報告票の作成(図3)

下記の内容を各入力項目に入力してください。

社協コード：139999

全国社会福祉協議会 様

〒100-8980 東京都千代田区麹町3-3-2 新麹が関ビル
TEL:03-3581-7851

ボランティア活動保険 令和8年度 加入報告

ブラウザの「戻る」「進む」ボタンは使用しないでください。
戻る場合は、画面下の「戻る」ボタンを押してください。

大規模災害特例の報告は、チェックを入れてください。

加入報告日
2026年2月1日

プラン別加入人数

基本プラン 加入人数： <input type="text"/> 名 ×350円	天災・地震補償プラン 加入人数： <input type="text"/> 名 ×500円
--	---

保険料計算

基本プラン 保険料 0円	天災・地震補償プラン 保険料 0円
合計保険料 0円	

払込票

払込日 (必須)

※払込日は一番早い払込日を入力してください。
※銀行振込の場合は、払込票Noは社協コード6桁を入力してください。

払込票No. 払込金額	
01. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円 (必須)	02. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円
03. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円	04. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円
05. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円	06. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円
07. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円	08. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円
09. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円	10. 221 - <input type="text"/> <input type="text"/> 円

担当者情報

担当者名 (必須)

電話番号 (必須) - -

メールアドレス (必須)

メールアドレス (確認) (必須)

メモ
※ご自由に記入してください。ただし入力内容は送信されません。

※払込票の合計払込金額と合計保険料が等しいことを確認のうえ「次へ」を押してください。

戻る

大規模災害特例を適用した加入申込みの報告を行う場合はここにチェックを入れてください。
※大規模災害特例を適用した加入申込みの加入報告は、通常の加入報告と分けて報告してください。

プラン別の加入人数を入力してください。

加入人数入力後、保険料計算ボタンをクリックしてください。
保険料が自動算出されます。

自動算出された保険料の合計が、振込金額の合計と一致していることを必ず確認してください。

保険料払込日を入力してください。(必須)
※複数の払込日がある場合には、一番早い払込日を入力してください。

払込票に記載されている払込票No.と払込金額を全て入力してください。

11件以上の払込票明細を追加する場合は、ここをクリックして11件目以降を入力してください。

担当者名、電話番号、メールアドレスを入力してください。(必須)
※備考欄はメモとしてご利用ください。ただし、ここに入力した内容は送信されませんので、伝言等には使用できません。

入力が完了したら「次へ」をクリックしてください。
※この時点ではまだ加入報告は完了していません。

④加入報告票確認画面(図4)

- ・入力内容に誤りがないかを確認し、ボランティアセンターの責任者の確認を受けた後に「報告」をクリックし加入報告を行います。
- ・「仮保存」をクリックすると、入力した加入報告票を仮保存することができます。
- ・内容を訂正する場合には「修正」をクリックし、修正を行ってください。

図4

社協コード：139999

全国社会福祉協議会 様

〒100-8980 東京都千代田区麹が関3-3-2 新麹が関ビル
TEL:03-3581-7851

ボランティア活動保険 令和8年度 加入報告内容確認

ブラウザの「戻る」「進む」ボタンは使用しないでください。
まだ報告は完了していません。報告を完了するには報告ボタンを押してください。

加入報告日
2026年2月1日

プラン別加入人数

基本プラン 加入人数： 13 名 ×350円	天災・地産補償プラン 加入人数： 10 名 ×500円
----------------------------------	---------------------------------------

保険料

基本プラン 保険料 4,550 円	天災・地産補償プラン 保険料 5,000 円
-----------------------------	----------------------------------

合計保険料 9,550 円

払込票

払込日 2026年2月1日

払込票No.	払込金額
01. 221 - 123456	45,850 円

担当者情報

担当者名	社協 太郎
電話番号	00-1111-1111
メールアドレス	xxxxxx@xx.xx.jp
メモ	※ご自由に記入してください。ただし、内容は返信されません。

ボランティアセンターの責任者チェック欄 (必須)

上記の加入報告内容が正しいことを ボランティアセンターの責任者が確認しました。

報告せずに保存するには仮保存ボタンを押してください。
(報告するまでは報告完了にはなりません)
報告を完了するには報告ボタンを押してください。

加入報告の内容につき、ボランティアセンターの責任者のチェックを受けてください。

チェックを受けた後、報告ボタンをクリックすると加入報告が完了します。

入力した内容を仮保存する場合は、ここをクリックしてください。

入力した内容を修正する場合は、ここをクリックしてください。

⑤加入報告の完了(図5)

報告ボタンを押し、加入報告を送信すると以下の画面が表示されますので、これで加入報告は完了です。
※仮保存の場合は仮保存した旨を表示する画面が表示されます。仮保存した加入報告は、メニュー画面(図3)から行ってください。

図5

ボランティア活動保険 令和8年度

加入報告を受け付けました。

Copyright©Fukushi Hoken Service Co., Ltd. All Rights Reserved.

⑥加入報告の送信、仮保存、修正

④でご入力いただいたメールアドレスあてに、自動的に確認メールが送信されます。届かない場合は、再度ログインし、メールアドレスをご確認ください。

⑦加入内容報告の参照・修正

- 1) 加入報告内容を参照したり修正したい場合は、メニュー画面(図2)から「加入報告済」をクリックします。
- 2) 履歴一覧の中から参照・修正したい加入報告の報告日をクリックします。削除したい場合は削除ボタンをクリックします。
- 3) 以後の操作は、新規加入データ入力の場合と基本的に同様です。毎月5日まで、入力したデータの修正・削除を行うことができます。
※毎月1日から5日までの間にデータを削除する場合は福祉保険サービスに連絡してください。
- 4) プラン別の加入者数の一覧は、本加入報告一覧の画面で確認することができます。

図6

プラン別の加入者数が集計されます。

報告日	合計人数		合計保険料	払込票No	払込日	削除	
	基本	天災					
2026年2月1日	13	10	66	45,850円	221 - 123456	2026/02/01	削除
合計	13	10	66	45,850円	-	-	-

削除を行う場合はこちらをクリックします。

参照・修正する場合は該当する報告日のリンクをクリックします。

戻る

Kushii Hoken Service Co., Ltd. All Rights Reserved.

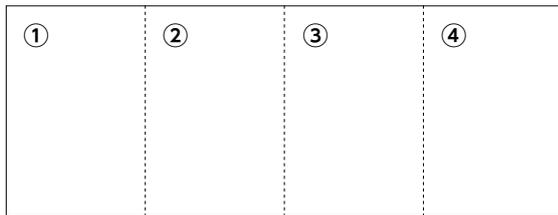
【ホームページの利用について】

- 社協IDまたは加入者番号及びパスワードを第三者に貸したり、第三者と共有したり、第三者に開示しないと共に、第三者に漏えいすることのないよう管理してください。
- 利用者の社協IDまたは加入者番号およびパスワードにより本サービスが利用されたときには、利用者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、全社協・福祉保険サービスの故意または過失により社協IDまたは加入者番号及びパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 社協IDまたは加入者番号およびパスワードの盗難または失念のあった場合または社協IDまたは加入者番号およびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合、速やかにその旨を福祉保険サービスに連絡してください。
- インターネット画面は、予告なく変更される場合があります。

4. 使用帳票類

1. 帳票類の様式・構成

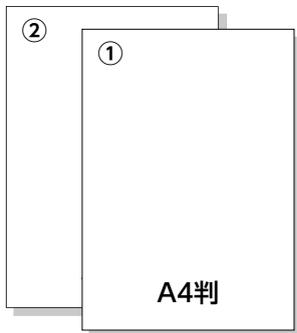
所定払込用紙



〈4連式〉

- ① 払込取扱票(振込通知書)
- ② 払込票
- ③ 払込金受入票(振込依頼書)
- ④ 振替払込請求書兼受領証
(振込金(兼手数料)受領書) ⇒ 社協控

加入申込書



〈2枚複写式〉

- ① 市区町村社協控
- ② 加入申込者控「加入証」

2. 所定払込用紙〈4連式〉 [ボランティア活動保険用]

(所定払込用紙4連)

社協控

3. ボランティア活動保険加入申込書

(1) 加入申込書

令和8年度用 No. _____

①ボランティア活動保険加入申込書(受付社協保管)

パンフレットを確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意し、加入を申し込みます。また、2口以上の加入者がいないことを確認しました。

加入 申込 人	団体 グループ名	(フリガナ) マルマルゴドモシヨクドウ ダイヒョウ フクシタロウ		ご署名(フルネーム) またはご捺印	大規模災害 特例の適用 (丸印)
	〇〇子ども食堂 代表 福祉太郎	(代表者)福祉太郎 (担当者)福祉花子		印	
	〒	123-4567	TEL	012-345-6789	
	ご住所 TEL	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1			
	主な活動内容	子ども食堂		主な活動場所	〇〇福祉センター

必ず押印をお願いします。

ご加入内容	基本プラン 350円	天災・地震補償プラン 500円	合計
右欄に加入 人数・保険料を ご記入ください	× 20人 = 7,000円	× 10人 = 5,000円	_____人 _____円

できるだけ詳細に記入ください。

No.	ご加入者氏名 (被保険者)	ご加入プラン(丸印)		No.	ご加入者氏名 (被保険者)	ご加入プラン(丸印)	
		基本プラン	天災・地震 補償プラン			基本プラン	天災・地震 補償プラン
1	(名簿別添)	○	○	11		○	○
2		○	○	12		○	○
3		○	○	13		○	○
4		○	○	14		○	○
5		○	○	15		○	○
6		○	○	16		○	○
7		○	○	17		○	○
8		○	○	18		○	○
9		○	○	19		○	○
10		○	○	20		○	○

【受付社協控】3年間保管してください

保険金の種類	加入プラン	
	基本プラン	天災・地震 補償プラン
ケガの補償		
死亡保険金	1,040万円	
後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
入院保険金日額	6,500円	
手術保険金	入院時の手術	65,000円
	外来の手術	32,500円
通院保険金日額	4,000円	
賠償の補償	地震・噴火・津波による死傷	× ○
賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料	350円	500円

●基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
 ●中途でのボランティアの入替や加入プランの変更はできません。
 ●ご加入はお1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。
 ●事故が発生した場合は、ただちに加入手続きを行った社会福祉協議会までご通知ください。事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知いただけない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

補償期間
令和 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

受付社協名	〇〇市 社会福祉協議会	〇〇市 社会福祉協議会
	TEL 012-345-9876	〇〇市 社会福祉協議会

社協の受付印を押印してください。

[パンフレットはこちら](#)
[よくある質問はこちら](#)

(D-1-2)

- ★太枠内は、加入申込人が記入してください。
- ★すでに作成済の名簿がある場合は、その名簿のコピーの添付があれば加入者氏名の記入は不要です。
(名簿コピーには、個々の加入者の加入プランを明記してください。)
- ★加入手続完了日、補償期間、社協受付印は、必ず社協が記入・押印してください。
- ★加入プランや加入人数・保険料の記入がない場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) 加入証[加入申込書②枚目の表]

令和8年度用

②ボランティア活動保険加入証

No. _____

パンフレットを確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意し、加入を申し込みます。また、2口以上の加入者がいないことを確認しました。

加入 申込 人	団体 グループ名	(フリガナ) マルマルゴドモシヨクドウ ダイヒョウ フクシタロウ		ご署名(フルネーム) またはご捺印	大規模災害 特例の適用 (丸印)
	ご住所 TEL	〒 123-4567	TEL 012-345-6789	(代表者)福社太郎 (担当者)福社花子	
		〇〇県〇〇市〇〇1-1-1		印不要	(有)
主な活動内容		こども食堂		主な活動場所	〇〇福祉センター

ご加入内容	基本プラン 350円	天災・地震補償プラン 500円	合計
右欄に加入 人数・保険料を ご記入ください	× <u>20</u> 人 = <u>7,000</u> 円	× <u>10</u> 人 = <u>5,000</u> 円	_____ 人 _____ 円

No.	ご加入者氏名 (被保険者)	ご加入プラン(丸印)		No.	ご加入者氏名 (被保険者)	ご加入プラン(丸印)	
		基本プラン	天災・地震 補償プラン			基本プラン	天災・地震 補償プラン
1	(名簿別添)	○	○	11		○	○
2		○	○	12		○	○
3		○	○	13		○	○
4		○	○	14		○	○
5		○	○	15		○	○
6		○	○	16		○	○
7		○	○	17		○	○
8		○	○	18		○	○
9		○	○	19		○	○
10		○	○	20		○	○

【加入証】大切に保管してください

保険金の種類	加入プラン	基本プラン	天災・地震 補償プラン	
ケガの 補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術 保険金	入院時の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償の 補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
	年間保険料	350円	500円	

【保険料受領証】
ボランティア活動保険 保険料として _____ 円受領いたしました。
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 社会福祉協議会 印

●基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
●中途でのボランティアの入替や加入プランの変更はできません。
●ご加入はお1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。
●事故が発生した場合は、ただちに加入手続きを行った社会福祉協議会
までご通知ください。事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知
いただけない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことが
あります。

補償期間
令和 ____ 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

受付社協名	〇〇市 社会福祉協議会	(捺印)
	TEL 012-345-9876	

▶パンフレットはこちら

▶よくある質問はこちら

(D-1-2)

20

「ボランティア活動保険」に関するQ&A

〈加入手続きについて〉

- Q-1 補償期間について
- Q-2 加入申込書への加入者氏名の記入について
- Q-3 最寄りの社協について
- Q-4 保険料の返金について
- Q-5 複数グループ所属の場合の加入について
- Q-6 はんこを忘れた場合の手続きについて
- Q-7 加入報告の締め切りを過ぎた場合について

〈ボランティア活動保険の加入対象になりますか?〉

- Q-8 NPO所属ボランティアの加入について
- Q-9 小、中学生の加入について
- Q-10 赤ちゃん連れのボランティア活動について
- Q-11 外国籍ボランティアの加入について
- Q-12 青年団の自主防災組織の加入について
- Q-13 放課後の地域有志による文化伝承活動について
- Q-14 市民後見人について
- Q-15 福祉委員の加入について
- Q-16 保護司の加入について
- Q-17 行政から委託された活動について
- Q-18 調理学校学生の調理ボランティア活動の加入について
- Q-19 学生の単位取得のためのボランティア活動について
- Q-20 ボランティア活動を始めたい人の勉強会について
- Q-21 動物の里親活動について
- Q-22 学校教育として行うボランティア活動の加入について
- Q-23 町内会の清掃活動、地域の見まわり活動について
- Q-24 地域の学校支援ボランティアについて

〈補償対象となる活動・補償範囲について〉

- Q-25 自治会の防犯ボランティア会議の補償について
- Q-26 父母会、先生による登下校の見守りについて
- Q-27 ボランティア活動を行う趣味の活動について
- Q-28 有償・無償の判断について
- Q-29 老人クラブの活動について
- Q-30 体験ボランティアについて
- Q-31 ボランティア活動の補償の範囲について
- Q-32 補償対象の「ケガ」について
- Q-33 福祉バザーでの食中毒の補償について
- Q-34 診断書料の費用負担について
- Q-35 障害者山登りガイドヘルプの補償について
- Q-36 専門職業人について
- Q-37 行事用保険加入者の補償について

Q-38 一人で行う見まわり活動の補償について

Q-39 休憩時間や昼食時間について

Q-40 電動工具を使用する場合について

〈このような事故は補償されますか?〉

- Q-41 ワンワンパトロール中の事故補償について
- Q-42 転倒した人を助けた際のケガの補償について
- Q-43 配食ボランティア活動での食中毒の補償について
- Q-44 配食ボランティア活動での利用者へのケガの補償について
- Q-45 施設ボランティア活動での利用者へのケガの補償について
- Q-46 スポーツボランティア活動中、相手へのケガの補償について
- Q-47 ボランティア活動中のケガで病気になる時の補償について
- Q-48 はり治療の補償について
- Q-49 ボランティア活動中に借りたものをこわした時の補償について
- Q-50 ボランティア同士の賠償事故の補償について
- Q-51 賠償請求のない場合の補償について
- Q-52 スポーツ中のケガについて
- Q-53 自動車による事故での賠償補償について
- Q-54 借りたパソコンをこわした時の補償について
- Q-55 利用者宅の玄関窓をこわした時の補償について
- Q-56 公民館で靴を紛失した時の補償について
- Q-57 蜂に刺され、通院した時の補償について
- Q-58 預った財布を紛失した時の補償について
- Q-59 コンタクトレンズ紛失時の補償について
- Q-60 福祉バザーでの事故の補償について
- Q-61 熱射病の補償について
- Q-62 往復途上の事故の取扱いについて①
- Q-63 往復途上の事故の取扱いについて②
- Q-64 農業支援ボランティアについて

〈災害時のボランティア活動について〉

- Q-65 大規模災害時の「特例」について
- Q-66 ボランティア活動保険の「天災」の範囲について
- Q-67 災害ボランティア活動に適した加入プランについて
- Q-68 「天災・地震補償プラン」の加入対象者について
- Q-69 海外から来られた方の申込書記載方法について
- Q-70 避難支援活動や避難所の開設について

〈その他〉

- Q-71 転居地での事故の取扱いについて
- Q-72 保険証券の発行について
- Q-73 営利企業の社員が行うボランティア活動の取り扱いについて

加入手続きについて

Q1 ボランティア活動保険の補償期間を教えてください。また、中途加入した人の補償期間はどのようになりますか？

A1 ボランティア活動保険は毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時(24時)の1年間が補償期間となります。また、途中で加入された場合も3月31日で補償は終了しますので、翌年は4月1日からの更新手続きが必要となります。

Q2 グループでボランティア活動保険に加入する場合、「加入申込書」に加入者全員の氏名を記入しなければいけませんか？

A2 グループですでに作成済みの名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿のコピー(名簿の様式は問いません。)を添付して社会福祉協議会に提出すれば、「加入申込書」に加入者氏名を記入する必要はありません。なお、詳しくは、「1. 加入申込手続き」(12ページ)をご参照ください。

Q3 最寄りの社会福祉協議会で加入申込みをするようにパンフレットに記載されていますが、「最寄り」とは、居住地(現住所)、勤務先、活動場所のいずれでも構わないのですか？

A3 「最寄り」とは、居住地(現住所)を指していますが、勤務先や活動場所などの社会福祉協議会で会員登録などの受付が可能であれば、そこでも加入手続きは可能です。事前に該当の社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q4 保険料を誤って多く振込んでしまいました。返金してもらえますか？

A4 次の手続きにより返金できます。
返れい請求書(110ページ)を作成し、福祉保険サービス宛にFAX(03-3581-4763)してください。その際、保険料誤りの根拠となるもの(加入報告票および払込受領証のコピー)を添付してください。

Q5 複数のボランティアグループに所属してボランティア活動をしている場合、それぞれのグループで保険に加入しなければなりませんか？ また、他県におけるボランティア活動であっても対象になりますか？

A5 社会福祉協議会に登録がある複数のボランティアグループのうち、どこか1ヵ所で加入手続きをすることで、社会福祉協議会に登録がある他のグループにおける活動についても補償されます。また、活動場所は国内であれば補償対象となります。

Q6 加入申込みの手続きに来ましたが、印鑑を忘れてしまいました。加入手続きは可能ですか？

A6 加入申込人が法人や地方公共団体の場合は、法人印や公印の押印が必ず必要になりますが、グループや個人の場合は、加入申込手続きに来た方個人の署名(フルネーム)で結構です。

Q7 インターネットによる加入報告が締切を過ぎてしまいましたが、補償はされますか？

A7 適切に加入手続きが完了していれば、補償されます。(P7「6. 補償期間」参照)
インターネットによる加入報告が締切に間に合わなかった場合は、速やかに翌月分として報告してください。
なお、通例は翌月5日までの報告となりますが、3月分加入報告のみ3月31日(年度末)までにご報告ください。

ボランティア活動保険の加入対象になりますか？

Q8 NPO法人に所属するボランティアが行うボランティア活動は加入の対象となりますか？

A8 対象となります。

全社協のボランティア活動保険では、NPO法人に所属するボランティアが行うボランティア活動にも対応できるよう、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に規定されている日本国内における活動を加入対象としています。

ただし、対象となる活動は、「特定非営利活動促進法(NPO法)」第1章総則第2条(定義)第1項に規定する活動(同法の別表記載の活動)に限定されており、NPO法人の事業全体を対象としているものではありませんのでご注意ください。

Q9 親子でボランティア活動を行っていますが、小・中学生も加入できますか？

A9 小・中学生も、本人の意思でボランティア活動を行う場合は、加入できます。

賠償事故で責任能力がないと認められても、監督義務者も被保険者となっているので補償の対象となります。

〔監督義務者を被保険者とする理由〕

近年、ボランティア活動が一般化し、小・中学生によるボランティア活動が活発化していますが、小・中学生による加害行為の場合、責任無能力^(※)を理由として加害行為者本人に責任が発生せず、監督義務者が損害賠償責任を負うことがあるため、監督義務者を被保険者としたものです。

(※)責任無能力とは、事理弁識能力(自らの行為の結果、何らかの法律上の責任が生じることを認識する能力)を備えていないことをいい、判例、学説によれば、一般的には事理弁識能力は12歳から14歳程度で備わるとされています。ただし、備わる時期には個人差があり、また同一人であっても行為の態様によって異なります。

Q10 高齢者の心を和ませる活動として、赤ちゃん連れで老人ホームの慰問活動をしますが、赤ちゃんはボランティア活動保険の対象になりますか？

A10 この保険の対象になるのは自発性のある活動ですので、ボランティア活動保険の対象にはなりません。

Q11 日本国内でボランティア活動をする外国籍の方も加入できますか？

A11 加入申込人の条件(社会福祉協議会およびその構成員、会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体)を満たしていれば加入できます。ただし、以下の条件がありますので、ご注意ください。

・日本国内のボランティア活動のみが対象です。

・傷害補償については、日本における「医師法上の医師」の診断・治療を受けた場合のみが対象になります。

・本人と連絡が取れる日本国内の連絡先が必要です。

(可能であれば、本国の居住地・連絡先もあわせてご提供ください。)

Q12 自治会、青年団などで組織する自主防災組織(初期消火活動または防火活動など)は加入対象になりますか？

A12 自治会、青年団などの中から自発的な意思により組織されたものであれば、加入対象になります。

自治会としての組織活動であれば加入できません。(P7「5. 対象とならないボランティア活動」)

Q13 町の小学校では総合学習の一環で、授業時間や放課後に地域の有志の方々に昔の遊びを教えてもらったりしています。学校管理下でのボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象にならないとなっていますが、この地域の有志の方々はボランティア活動保険に加入することはできますか？

A13 加入することができます。

学校管理下でのボランティア活動がボランティア活動保険の対象とならないのは、その活動をしている人が、学校の教職員や生徒の場合です。今回の質問のように、学校外の人が行うボランティア活動は、たとえ学校の管理下であってもボランティア活動保険の対象になります。

なお、福祉科目など学校の教育課程における授業で講義を行う場合であっても、学校と雇用関係がなく、自発的な意思によりボランティアとして行うものであれば対象になります。

Q14 市民後見人をしています。ボランティア活動保険の対象に加入できますか？

A14 市民後見人は、財産管理を行うなど24時間がその活動時間となり、日常生活との区別が困難なため、ボランティア活動保険では加入の対象にいません。

Q15 地域で見守り活動をしている福祉委員はボランティア活動保険に加入できますか？

A15 加入できます。ただし、賠償責任の補償は福祉委員の個人責任部分が対象となりますので、社協など委嘱元が負う使用者責任部分を補償するものではありません。

Q16 保護司をしています。ボランティア活動保険への加入はできますか？

A16 保護司活動など公務災害の対象となる活動は、民生委員・児童委員活動を除き、全社協のボランティア活動保険では対象外としています。また、専用の保険制度がある活動や日常生活との区別がつきにくい活動、社会教育を目的とするボランティア活動なども対象外としています。関係の各団体へお問い合わせください。

(例) 里親活動、ファミリーホーム活動、ホームステイの受け入れ活動、老人クラブ活動、自治会活動、ボーイ(ガール)スカウト活動、PTA活動 など

ただし、保護司の有志が集まって清掃活動を行うなど、保護司活動としてではなく、自発的に行う他人や社会に貢献する活動は対象としています。

また、更生保護会の活動など、公務災害に該当せず、かつ専用の保険制度もない活動については、社協活動と密接に関係があり、かつその活動を社協が推進している場合は対象となります。

Q17 行政から委嘱された活動は、ボランティア活動保険の加入対象になりますか？

A17 行政から委嘱された活動の場合、無償の活動や、交通費や昼食代などの実費弁償の費用のみが支給されることが規定上、明確になっている場合は、対象としています。

ただし、その委嘱された活動がボランティア活動以外の目的で作られた団体・グループの事業(組織活動)等である場合は対象とはなりません。

また、活動者の所属や役職・業務に関連した活動(民生委員・児童委員を除く)となる場合、その活動は自発的なものとは言い難く、加入対象となりません。

Q18 調理専門学校が学生がレストランで調理ボランティアをしています。ボランティア活動保険の対象になりますか？

A18 目的が「自分の調理知識、技術習得のための活動」であり、「他人や社会に貢献する活動」とは言い難いことから、対象になりません。

Q19 福祉学科の学生ですが、福祉施設でボランティア活動をすれば単位が取得できます。ボランティア活動保険に加入できますか？

A19 免許、資格、単位などの取得のために行うボランティア活動は、自発的な意思によるものとは言い難く、対象になりません。

Q20 ボランティア活動に興味があり、勉強会に参加したいと思います。ボランティア活動保険に加入できますか？

A20 加入できません。ボランティア活動保険で対象となる勉強会は、ボランティア活動を行うための準備として、ボランティア活動団体で計画されたスケジュールや内容に基づいて行われるものが対象です。

ボランティア個人の判断によるスキルや知識習得は自己研鑽に該当し、ボランティア活動保険の対象となりません。

Q21 動物の里親活動をしています。加入の対象になりますか？

A21 社協が地域のために行う、もしくは支援する活動であれば加入対象となります。ただし、補償される活動範囲は、里親探しの活動、避妊・去勢手術の普及啓発のための企画・運営等であり、里親として自宅で動物の世話をしている間の事故は対象外となります。(動物を管理している施設内の事故については、状況により補償の対象となるか否かが異なりますので、保険会社にご相談ください。)

Q22 学校教育の一環として教職員や生徒が行うボランティア活動は、ボランティア活動保険の対象になりますか？

A22 学校が教育計画の一環として行う場合は、学校管理下の活動のため対象となりません。

ボランティア活動保険の対象は、そのボランティア活動が「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償の活動」で、「学校管理下の活動」です。

学校の管理下とされる次のような場合は、対象となりません。

学校の管理下となる場合	例えば
1. 学校が編成した教育課程に基づく授業中	・各教科(科目)・道徳の授業中、幼稚園での保育中 ・特別活動中(児童・生徒・学生会活動、学級会活動、ホームルーム、学級指導、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など)
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中	・部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
3. 休憩時間中	・始業前、業間休み、昼休み、放課後
4. 通常の経路、方法による通学中	・登校(登園)中、下校(降園)中
5. 学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中	・鉄道の駅で集合、解散が行われる場合の駅と住居との間の往復中など
6. 学校の寄宿舎にあるとき	
7. 定時制、通信制の高等学校生徒が技能連携施設で教育を受けているとき	

Q23 町内会での清掃活動や地域の見まわり活動は、加入の対象になりますか？

A23 町内会活動とは別に、町内会の有志が行う清掃活動や見まわり活動は対象になります。

ただし、町内会で当番制・輪番制などで清掃活動を行うことを決定しているような場合は、その活動自体は自発的な活動とは言い難く、町内会活動の一部と判断できるため、対象外となります。自治会やPTAも同じです。

Q24 地域の学校支援ボランティアとして、学習支援や部活動指導、校内環境整備や登下校安全確保などの活動をしています。ボランティア活動保険の対象になりますか？

A24 対象になります。

また、自分の子どもが通う学校の支援であっても、目的が学校全体を支援するための活動であれば対象になります。

補償対象となる活動・補償範囲について

Q25 自治会のボランティアグループで防犯活動をしています。防犯ボランティア会議は補償の対象になりますか？
また、有志で青色防犯パトロール(青パト)をしています。補償の対象になりますか？

A25 ボランティアによる会議は対象になりますが、自治会の定例会議などにあわせて行う防犯ボランティア会議は、自治会の会議と区別できないところがあるため対象になりません。

また、青色回転灯を装備した自動車による青色防犯パトロール活動(青パト)は、自主的な防犯活動であり補償の対象となります。

Q26 防犯活動の一環として子どもの登下校の見守りや公民館などでの子どもの相手をするボランティア活動は、責任者が学校の教職員であったり父母会であったりする場合もありますが、対象になりますか？

A26 対象になります。活動責任者については、特に誰かは問いません。ただし学校の教職員の場合、勤務時間中であれば対象になります。また、勤務時間外であっても、仕事の延長で行う活動は対象になりません。

Q27 ボランティア活動も行っている趣味のサークルです。練習中の事故は補償の対象になりますか？

A27 ボランティア活動のための練習か、趣味の活動としての練習か、市民祭りなど発表会で披露するための練習かの区別が困難であることから、練習中は対象外にしています。(ボランティア活動中のみを対象としています。)

Q28 ボランティア活動でお土産(名産品)をもらいました。そのボランティア活動はボランティア活動保険の対象になりますか？
また、ボランティア活動保険の対象としている無償の範囲と、対象にならない有償について、具体的に教えてください。

A28 名産品など換金性のないお土産をもらう活動は有償の活動には該当しないため、対象になります。
なお、無償と有償の具体的な範囲は以下のとおりです。有償に該当するボランティア活動(福祉サービス)で、団体やグループ単位で活動する場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。

無償・有償の範囲(例)	
無償	●昼食代やお弁当のみが支給される活動 ●肩たたき券など換金性のないものをもらえる活動 ●交通費、昼食代等の費用弁償のみが行われる活動 ●謝礼としてお土産をもらった場合(名産品などのお土産が貰える活動。ただし、商品券など換金性のあるお土産は不可。) ●収益が出る活動(空缶のリサイクル活動など)のうち、その収益が活動者個人に還元されないもの。(昼食などでの還元は可。) ●行政または社会福祉協議会が運営する制度でポイントが付与される活動
有償	●活動の報酬、対価として謝礼が支払われる活動(金額の大小は問いません。交通費としてなどと明確にされていなければ1円でも有償とみなします。) ●物品を購入できる地域通貨が支給される活動 ●商品券、クオカードが支給される活動

Q29 老人クラブで行う友愛訪問などの活動はボランティア活動保険の対象になりますか？

A29 老人クラブ内で会員同士が行う友愛訪問については対象になりません。また、老人クラブの事業(組織活動)も対象になりません。老人クラブの会員(有志)が自発的に行う友愛訪問等の場合は、事業には該当せず、ボランティア活動保険の補償対象となります。老人クラブの会員の活動のうち、ボランティア活動保険で対象となる活動は限定的となります。全国老人クラブ連合会が運営する老人クラブ傷害保険および老人クラブ賠償責任保険をご利用ください。

Q30 夏休みを利用して体験ボランティアに参加します。ボランティア活動保険の補償の対象になりますか？

A30 対象になりません。体験ボランティアは、活動者自身の経験のためという目的が含まれると考えられるため、ボランティア活動保険の補償の対象にはしていません。
ただし、ボランティア活動保険への加入要件(7ページ「4.対象となるボランティア活動」参照)を満たしており、かつ、社協が地域の福祉などのために支援を行う体験ボランティアであれば対象としています。

Q31 ボランティア活動中とは、どこからどこまでをいうのですか？
深夜の活動や複数の拠点を移動しながら活動する場合は対象になりますか？

A31 ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居(住居以外の施設を起点とする場合、または住居以外の施設に帰る場合はその施設)を出発してから、住居に帰るまでの間をいいます。ボランティア活動以外の目的で行動した場合、または往復途上を外れた場合は、その時点でボランティア保険の補償は終了します。
※「住居」とは、戸建の場合は敷地内、マンションの場合は玄関内(専有部分)をいいます。
※活動終了後の打ち上げ、食事は補償対象となりません。活動に直接結びつく反省会は補償対象となります。

Q32 補償の対象となる「ケガ」とはどのようなものですか？

A32 急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。
「急激」とは、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。
「偶然」とは、原因または結果の発生を予知できない状態をいいます。
「外来」とは、発生の原因が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあることをいいます。
これらの要件を欠くケガとしては、「靴ずれ」「しもやけ」「長期間のストレスの蓄積による腰痛」などが挙げられ補償の対象となりません。

Q33 ボランティア活動保険加入者が、社協の福祉バザーで焼きそばを担当中、食中毒事故が発生しました。焼きそばは、ボランティア本人と社協職員が作ったものですが、補償はどうなりますか？

A33 ボランティアと社協の損害賠償責任の割合によって補償されます。

Q34 診断書料は保険で支払われますか？

A34 支払われません。
ケガの程度を立証する費用であるため、加入者の負担となります。ただし、ケガの補償の場合、保険金請求額が30万円以内であれば、治療状況申告書で代用でき、診断書は必要ありません。

Q35 障害者の方のガイドヘルプをしていますが、障害者の希望により山の紅葉を見に行くことになりました。山登りのボランティア活動保険での補償はどうなっていますか？

A35 障害者のガイドヘルプとしての山登り、ハイキングなどはケガの補償、賠償責任の補償とも対象になります。ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山の場合、ケガの補償の対象にはなりません。(賠償責任の補償は対象になります。)

Q36 保険金をお支払いできない主な例の賠償責任の補償に関する事項(11ページ)に記載のある「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人が資格に基づいて行う施術」とは、具体的にどのようなものですか？

A36 医師、歯科医師以外で法律により医療行為が認められているこれらの資格保有者が、その資格に基づいて行った医療行為(関連・類似行為)については保険金をお支払いできないというものです。これらの資格保有者がその知識や経験を活用し、医療行為(関連・類似行為)以外の活動を行うことは問題ありません。
なお、理容師、美容師、エステティック、介護福祉士などの資格に基づいて行う活動は「施術」にはあたりませんので本項目に該当しません。

Q37 障害者の方々の「紅葉を楽しむ会」を開催しましたが、急な坂道で障害者の方がつまずき、ボランティア本人も支えきれずに2人で転んでケガをしてしまいました。ボランティア活動保険とボランティア行事用保険に加入していますが、各保険の補償はどうなりますか？

A37 ①ケガの補償
・ 障害者のケガ……ボランティア行事用保険で補償されます。
・ ボランティア本人のケガ…ボランティア活動保険とボランティア行事用保険で補償されます。
②賠償責任の補償
障害者に対する賠償責任の補償は、主催者の責任が問われた場合、ボランティア行事用保険で補償されます。
※ボランティア個人の責任も問われる事故の場合には、責任割合に応じて補償されることとなります。

Q38 地域の見回り活動を行っているボランティアグループのメンバーです。①活動にあたっては、一人体制で行い、活動報告書を提出することになっていますが、活動中と判断できますか？ ②活動時間の限定は必要ですか？

A38 防犯活動等の一環として地域を見守るボランティアは、以下条件にあてはまれば、ボランティア保険の対象となります。

- ・ボランティア活動団体が企画立案された活動であること
- ・事前に活動スケジュール(時間帯)が確認でき、活動記録を備え付けていること。
- ・腕章、ビブス等着用により第三者から活動中であることが認識でき、ボランティア活動と日常生活の区別が可能であること
※自転車カゴに「防犯パトロール中」のシートを付けるような、日常生活と一体化したものは対象となりません。

Q39 休憩時間や昼食時間にケガをした場合は、ボランティア活動保険の対象になりますか？

A39 指定された場所で食事や休憩を行うことは活動のために必要な行為であるため、ボランティア活動中と判断し、対象となります。ただし、ボランティア活動と関係がない、合理的ではないと判断される場合は、ボランティア活動中とは認められず、補償の対象外となります。

具体的な事案ごとに、都道府県別の保険金サービス課にて確認、判断いたします。

Q40 ボランティア活動保険とボランティア行事用保険で、電動工具を使用する場合に対象になる、ならないが異なっていると思いますが、詳しく教えてください。

A40 ボランティア活動保険で対象外になる主なものは、以下の通りです。

- ・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動 など
(対象になるもの(対象外と間違えやすいもの))
- ・チェーンソーを使用する街路樹剪定活動
- ・草刈機を使用する除草作業
- ・電動ノコギリを使用する森林ボランティア活動

なお、ボランティア行事用保険では、電動工具を使用する行事は対象外になるため、上記すべてが対象外となります。

このような事故は補償されますか？

Q41 犬を随伴しての見回り活動(通称わんわんパトロール)は、補償の対象になりますか？

また、犬が誤って通行人などを噛んだ場合はどうなるのでしょうか？

A41 対象となります。ただし、犬の散歩が目的である場合などの活動については、ボランティア活動中なのかどうか客観的に区別・判断できないため対象になりません。

なお、活動内容(条件)が人と犬がセットで活動することになっている場合は、活動中に犬が起こした事故も賠償責任の補償の対象となります。ただし、犬のケガについては補償の対象になりません。

Q42 買い物中に前を歩いていた人が転倒したので、助け起こそうとした際に、自分も足をひねって捻挫してしまいました。

ボランティア活動保険で補償されますか？

A42 善意の行動ではありますが、ボランティア活動保険で対象としている「グループの会則に則り企画、立案された活動」「社協に届け出た活動」「社協から委嘱された活動」とは言えず、対象にはなりません。

Q43 配食・給食ボランティア活動で食事の提供を行い、食中毒が発生した場合、補償の対象になりますか？

A43 調理中、あるいは運搬中といったボランティア活動中に原因があった場合は補償の対象となります。

ただし、本人の責任や判断により時間をおいて食べたために起きた事故は食べた人の責任ですので、対象になりません。

Q44 社会福祉協議会の業務のお手伝い(配食サービスなど)をしているときに利用者にケガをさせてしまいました。

ボランティア活動保険で補償されますか？

A44 ボランティア個人の行為に過失があった場合には、個人責任を問われる可能性がありこの場合にはボランティア活動保険で補償されません。

なお、一般的には使用者である社会福祉協議会が、利用者に対して損害賠償責任を負うこととなりますので、社会福祉協議会が契約している賠償責任保険(全社協の補償制度では「社協の保険」、「福祉サービス総合補償」)で補償されることとなります。

Q45 社会福祉施設(デイサービスセンターなど)の業務のお手伝いをしているときに、利用者にケガをさせてしまいました。

ボランティア活動保険で補償されますか？

A45 A-44と同じように、一般的には施設の責任となりますので、施設が加入している賠償責任保険(全社協の補償制度では「しせつの損害補償」)で補償されることとなりますが、個人責任を問われた場合には、ボランティア活動保険で補償されます。

Q46 ボランティア活動の一環として行われたスポーツ指導中、相手にケガをさせたしまった場合、補償の対象になりますか？

A46 ボランティアの指導に過失があった場合は補償の対象となります。ただし、スポーツでは通常、程度の差こそあれ身体的な危険を伴うことが是認されており、定められたルールから著しく逸脱していない場合は、法律上の損害賠償責任が発生しないと考えられるため、補償の対象になりません。

Q47 ケガが原因で病気になった場合は補償の対象になりますか？

A47 活動中のケガと直接因果関係のある病気については対象となります。例えば転んだ時のキズが原因で破傷風になった場合などは補償されます。

Q48 活動中ケガをしたボランティアがはり治療を受けた場合、補償の対象になりますか？

A48 対象となりません。
ただし「医師」の治療を受け、その上で「医師」が必要と認めた場合は対象となります。

Q49 ボランティア活動中、社会福祉協議会より借りている物を誤って壊してしまった場合は補償の対象になりますか？

A49 賠償責任の補償の対象となります。修理費用もしくは時価のいずれか低い額が補償されます。

Q50 ボランティア活動保険に加入しているボランティア同士の賠償事故は補償の対象になりますか？

A50 対象となります。
ただし、相手が
被保険者の配偶者
被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族^(※)
被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様
の場合は対象となりません。
(※)親族とは、6親等内の血族、配偶者、および3親等内の姻族をいいます。(民法725条)

Q51 実際に損害賠償請求されていなくても保険金は支払われますか？

A51 支払われません。法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金を支払います。

Q52 地域のゲートボール大会で参加者にお茶を配るボランティアをしていました。あるチームがメンバー不足で試合に参加できなくなっていたので、そのチームのメンバーの一員として試合に参加しましたが、その試合中に転倒してケガをしてしまいました。補償の対象になりますか？

A52 対象になりません。試合に参加することは、本人のレクリエーションであり、スポーツ競技や試合に参加している場合はボランティア活動にはあたりません。

Q53 ボランティア活動に向かう途中、ボランティア自身が自動車を運転し、事故を起こしてしまった場合、ボランティア活動保険で補償の対象になりますか？

A53 ボランティア自身のケガは補償の対象になりますが、賠償責任やボランティア自身以外の方のケガは補償の対象になりません。(同乗者の方もボランティア活動保険に加入されていて、ボランティア活動に向かう途中であった場合は、同乗者のケガは同乗者が加入するボランティア活動保険で補償の対象となります。)
ボランティア活動保険では、自動車の所有・使用・管理に起因する賠償責任の補償、自動車の修理代などは対象になりません。(別途ご加入されている自賠責保険および自動車保険でのお支払いとなります。)

Q54 お年寄りにパソコン教室を無料で開講しているボランティアグループですが、パソコンを町から借りて運営しています。パソコンをこわしたりデータを消してしまった場合、ボランティア活動保険で補償してもらえるでしょうか？

A54 ①ボランティアの不注意によりパソコンをこわしてしまった場合には、その人のボランティア活動保険の賠償責任の補償対象となります。
運営方法やパソコンの設置ミスによりパソコンがこわれた場合は、グループ全体の責任になりますので全員のボランティア活動保険で補償されます。したがって、グループ全員がボランティア活動保険に加入することが必要です。
②パソコンの損壊と共にパソコンに組み込まれている市販ソフトが使用できなくなった場合のソフトの再取得費用は補償の対象になりますが、操作ミスによってデータを消してしまった場合の損害賠償は、補償の対象にはなりません。
※第三者の財物をこわした場合の賠償責任の補償のお支払い金額は、修理費用もしくは時価のいずれか低い額が限度となります。

Q55 移送サービスのボランティア活動で、Xさんを自宅で車いすに乗せる準備中、誤って車いすを玄関の窓ガラスにぶつけ、Xさんの車いすも窓ガラスも壊してしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A55 補償されます。
車いすも窓ガラスも修理費が補償されます。
もし、車いすが全損の場合には、その車いすの時価(新品価格ではありません。)が補償されます。

Q56 育児ボランティア活動をしているAさんが、公民館での活動後、自分の靴と参加者の靴が見当たらなくなっていた場合、ボランティア活動保険で補償されますか？

A56 ボランティア自身の所有物は補償の対象ではないためAさんの靴は補償されません。参加者の靴についても、出入り自由な施設等では一般的に主催者の管理責任が問われることにはならず、補償されませんが、事故状況によりますので、速やかに加入受付社協に事故報告を行ってください。

Q57 ボランティアのBさんは、地域の子どものキャンプに付き添った際、大きなハチに刺され、帰宅後ひどく化膿し通院しています。ボランティア活動保険の補償の対象になりますか？

A57 後日化膿した場合でも、その原因がボランティア活動中にハチに刺されたものであれば対象となります。
ただし、単に蚊に刺されてかゆいだけなど、医師の治療を要さない虫さされはケガとはいえず、対象になりません。

Q58 障害者のガイドヘルプ活動中、預かっていた財布(現金1万円入)を落としたことに気づき、すぐに交番に届けましたが、ボランティア活動保険で補償されますか？

A58 現金1万円と財布の時価が補償されます。(警察への届け出が必要です。)
なお、盗難の場合も同様です。

Q59 キャンプでのボランティア活動中、川で滑ってコンタクトレンズを流してしまいました。ボランティア活動保険で補償されますか？

A59 ボランティア個人の所有物は、ボランティア活動保険の補償の対象ではありません。転倒して眼鏡や携帯電話を壊してしまった場合なども同様です。

Q60 社会福祉協議会主催の福祉バザーで、ボランティアが誤って隣にいたボランティアの足に熱湯をかけてヤケドをさせてしまいました。ボランティア活動保険とボランティア行事用保険の各保険の補償はどうなりますか？

A60 ①ケガの補償
ヤケドをした本人が加入しているボランティア活動保険と社協が加入しているボランティア行事用保険の両方から補償されます。
②賠償責任の補償
この場合の事故状況ですと熱湯をかけたボランティア個人の責任と考えられますので、加入しているボランティア活動保険で補償されます。(Q-43参照)

Q61 ボランティア活動中に熱射病になった場合は補償されるのでしょうか？

A61 熱中症(日射病・熱射病)により身体に障害を被った場合は、補償されます。

Q62 ボランティア活動終了後、帰宅前に買い物のためにスーパーに向かっている途中、転んでケガをしました。この場合、往復途上として補償されるのでしょうか？

A62 補償されません。

ボランティア活動と別の目的をもって行動を開始した時点で補償は終了します。買い物を終え、ボランティア活動場所と自宅間の通常の往復経路に戻った場合でも、一旦別の目的のために行動をしているため、対象にはなりません。

なお、活動時や帰宅途中に飲むお茶を購入するためにコンビニエンスストアに寄ったなど、行動の目的そのものが活動のため、帰宅のためから逸れていない場合は、寄り道をして往復途上の対象になると判断しています。

Q63 ボランティア活動に行こうとして自宅の庭で転んでケガをしました。この場合、往復途上として補償されるのでしょうか？

A63 補償されません。

往復途上の補償は、自宅の敷地を出てから自宅の敷地に戻るまでとなります。

Q64 農作物の生産・収穫や販売等、農家の生業を手伝うボランティア活動は補償の対象になりますか？

A64 農家の生業支援や、農作物の販売を目的とするボランティア活動は、無償であっても農家の経済活動につながるため対象になりません。

災害時のボランティア活動について

Q65 大規模災害時の「特例」対応について教えてください。

A65 全社協のボランティア活動保険では、風水害や、地震、噴火、津波などの大規模な災害の対応として、被災地社協に災害ボランティアセンターが設置された場合、道県・指定都市社協からの連絡に基づき、「大規模災害特例」の措置を適用します。

特例措置が適用された場合は、翌日午前0時からではなく、加入手続き完了後ただちに補償開始となるため、次のいずれかの加入手続きにより迅速な補償がされることとなります。

①災害支援活動へ向かう前に居住地の最寄りの社協で加入手続きを行った場合、活動場所(被災地)への往復途上も補償されます。

②被災地の災害対策本部もしくは社協で加入手続きを行った場合、手続き後ただちに補償されます。

なお、被災地ではない社協が会員から災害ボランティアの加入申し込みを受けた場合は、必ず事前に被災地でのボランティア受け入れがあるか否かについて、被災地の所在する都道府県・市区町村の社協にお問い合わせいただくか、全社協の「被災地支援・災害ボランティア情報」ホームページ(<https://www.saigaivc.com/>)でご確認ください。

ボランティア活動保険に未加入のボランティアは、できるだけ居住地の社協、またはWEB(特例で開設)から加入のうえ、被災地のボランティアセンターへ向かうようご案内ください。なお、災害ボランティア活動は、被災地の社会福祉協議会またはボランティアセンターでの登録が必要です。

※大規模災害時の「特例」措置を受けた災害に限り、WEBからも加入手続きを可能とする場合があります。

Q66 ボランティア活動保険でいう「天災」とはどのような災害のことですか。

A66 保険約款上、天災とは「地震、噴火、津波」をさします。台風や大雨、竜巻などの風水害は天災には含まれず、「基本プラン」でも補償されます。

地震、噴火、津波に起因するケガをカバーするための「天災危険担保特約」を付加したものが「天災・地震補償プラン」です。

Q67 夫だんは地域でのボランティア活動が中心ですが、災害時は被災地でもボランティア活動を行いたいと考えています。どちらのプランに加入したらよいでしょうか。

A67 「基本プラン」は地震、噴火、津波に起因するケガは補償対象となりません。例えば、「基本プラン」に加入していても地震の被災地で活動する際、余震に備えるためには、あらためて「天災・地震補償プラン」に加入しなければ補償対象となりません。
※災害ボランティア活動の場合は、被災地の災害ボランティアセンターから委嘱された活動であることが必要です。

Q68 地域でのボランティア活動だけの場合は、「天災・地震補償プラン」に加入できないのでしょうか。

A68 加入できます。被災地での活動に限らず、地域での活動においても天災への備えとして「天災・地震補償プラン」に加入いただければ、より安心して活動にご参加いただけます。

Q69 被災地での活動を行うため、海外から来られたボランティアの方の保険加入申込書記載方法について教えてください。

A69 住所や連絡先は、連絡を取ることができるところを記載してもらってください。なお、日本滞在中キャンプなどで宿泊先を転々とされる場合は、住所は主な滞在場所を記入してもらってください。ただし、その場合でも携帯電話など必ず連絡が取れる方法をご確認ください。また、あわせて帰国後の連絡先も記入してもらってください。

Q70 災害時の避難を支援する活動や避難所の開設への協力は対象となりますか？

A70 災害時の避難を支援する活動は、ボランティア活動ではなく、人命救助活動に該当すると考えられます。また、活動の開始や終了について明確な区別がつかないことから、活動中であることの証明が困難であることから対象外となります。また、避難所の開設への協力は行政等の指示に基づいて行うものであり自発的な活動ではないと考えられ、対象となりません。

その他

Q71 転居地(または他県)で活動中に事故が発生した場合、ボランティアはどこに事故報告をしたらよいのでしょうか？

A71 加入受付社協に連絡をしてください。その連絡を受けた社協は、ただちに都道府県別の損保ジャパンの事故担当の保険金サービス課に事故報告書を送付してください。

Q72 加入者個人に保険証券は発行されないのですか？

A72 保険証券は、損保ジャパンより契約者である全社協に発行され、加入者個人には発行されません。加入申込書2枚目が加入者控となり加入証を兼ねていますので、補償期間が終了するまで大切に保管してください。

Q73 営利企業の社員が行うボランティア活動の取り扱いについて教えてください。

A73 営利企業(株式会社・有限会社・合同会社、合資会社・合名会社等)が社員のボランティア活動を支援・推奨する場合(ボランティア休暇制度や保険料補助など)において、社員の自由意思に委ねる活動であれば対象となり、営利企業名での加入申込みが可能です。ただし、企業の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行う活動は、対象外となりますので、ご注意ください。
